

議 員 各 位

盛岡市議会議員 佐 藤 栄 一

情報提供について

このことについて、市長から次のとおり 2 件の情報提供がありましたので、お知らせします。

記

◎盛岡市ごみ焼却施設建設工事請負契約の入札談合に係る損害賠償請求訴訟について

(担当：環境部廃棄物対策課)

このことについて、仙台高等裁判所における控訴棄却の判決については既にお知らせしておりましたが、その後判決を受けまして顧問弁護士と相談のうえ、市の方針として次のとおり上告を行わないことといたしました。

一方、JFEエンジニアリング株式会社においても上告しなかったことから、盛岡地方裁判所における一審判決が確定しましたのでお知らせいたします。

1 上告に対する市の方針について

仙台高等裁判所による二審判決は控訴棄却の判決となり、市の請求は認められなかったが、顧問弁護士との相談結果を踏まえて以下の理由により上告しない方針とする。

〈理由〉

- ア 民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民事訴訟法第 312 条 1 項又は 2 項に規定するとおり、憲法解釈の誤り等の場合に限られ、控訴理由が前記各項に規定する事由に該当しないこと
- イ 他都市におけるごみ焼却施設建設の入札談合に係る損害賠償請求訴訟では、全て上告が棄却されていること。
- ウ 上告が受理される新たな事実等がないこと
- エ 市が主張する損害額を立証する新たな証拠（根拠となるもの）がないこと（損害額についてはあくまで推定額であり、額の認定は裁判所の裁量によるものであること）

2 損害賠償額等について

(1) 二審判決に基づく損害賠償額等は次のとおりであるが、支払日までの期間によってさらに増えることになる。

- ・損害金額 968,200,000 円
- ・利息額 578,267,397 円(平成 22 年 4 月 14 日時点)

(2) 訴訟に係る市負担額

- ・控訴費用額 8,373,500 円
- 訴状印紙代 8,361,500 円(一審 4,610,000 円, 二審 3,751,500 円)
- ※既に支出済みの一審 4,610,000 円のうち 3/5 にあたる 2,766,000 円は被告の負担となるため、今後市の収入となる。
- 郵券 12,000 円(一審 5,000 円, 二審 7,000 円)

・弁護士費用額 27,948,778 円

訴訟委任着手金 27,948,778 円（一審 17,948,778 円、二審 10,000,000 円）

※弁護士報酬については、損害賠償額が確定後に弁護士と協議したうえで確定することになる。（H22 年度予算で 79,176,000 円計上）

3 一審判決の内容

- (1) 被告は、原告に対し、9 億 6820 万円及びこれに対する平成 10 年 5 月 7 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用については、これを 5 分し、その 2 を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- (4) この判決は、第 1 項及び第 3 項に限り、仮に執行することができる。

◎指名停止期間中の 5,000 万円以上建築一式工事の発注方法について

（担当：財政部契約検査課）

このことについて、市は、市登録建設業者が独占禁止法に違反し、公正取引委員会から排除措置を命じる審決が出されたことを受け、本年 4 月 12 日建設業者 41 者に対し 6 カ月（平成 22 年 4 月 12 日～平成 22 年 10 月 11 日）の指名停止としました。

建築一式工事について、甲 A17 者中指名停止対象業者は 14 者であり、指名可能な業者は 3 者のみとなるので、公正で自由な競争を確保するため、指名停止期間中の発注分に限り、次のとおり対応することとします。

1 5,000 万円以上建築一式工事の発注方法について

指名停止期間中の発注分に限り、発注額に応じて次表により業者選定することを基本とします。

発注額	格付等級	
	従来	指名停止期間中
① 5 千万円～3 億 5 千万円未満	「建築甲 A」 ※「甲」は市内に本社を有する者	「建築甲 A」 及び 「建築甲 B + 甲 B の J V」
② 3 億 5 千万円～10 億 5 千万円 (J V 発注を基本)	従来どおり。	
③ 10 億 5 千万円以上	従来どおり	

（注）実績要件は、「公共施設（建築主体）の施工実績または民間における同種施設の施工実績を有する者」とします。

2 実施期日

平成 22 年 4 月 30 日公告分の工事から適用します。